

1	(略)
2	
3	第4 設問2について
4	1 Dは、訴訟1において、民事訴訟法上、どのような手段を採
5	ることができるか。
6	2 AとDはともに債権者であり、乙債権についてBに代位して、
7	債権者代位権を行使することができる(民法423条1項)。債
8	権者が複数いる場合において、債権者代位訴訟を提起する
9	場合には、当該訴訟への参加を希望する債権者らが共同し
10	て債務者の管理処分権を行使すると解するのが、債権者の
11	平等に資する。また、これらの債権者が別々に債務者が第三
12	債務者に対して有する同一債権について債権者代位訴訟を
13	提起できるとすると、これらの判決効がともに債務者に及ぶこ
14	とから(民訴法115条1項2号)、既判力の矛盾を生じること
15	となり、妥当でない。そこで、「訴訟の目的が」「合一にのみ確
16	定すべき場合」にあたるとして、類似必要的共同訴訟と解し、
17	共同訴訟参加(52条)ができると解するべきである。
18	3 したがって、Dは訴訟1において、共同訴訟参加するという
19	手段をとることができる。
20	
21	
22	

以上